### 「交相利」と「交換」 ----墨家の「交相利」をめぐって----

岡本光

生

### 一問題の提起

そこばに そこにおいて以下の事柄を明らかにした。すなわち非そこにおいて以下の事柄を明らかにした。すなわち非われわれは、別稿で墨家の分業論について分析し、

らである。とくに節葬下篇に

故古聖王制爲葬埋之法、曰、棺三寸、足以朽體、

ここにおいて、われわれは一つの問題に逢着する。ないのであった。

離・独立、商業の成立という問題の存在を示唆するか換を連想させ、さらに分業、手工業の農業 から の 分上、非命上にもみられる「交相利」は「利」の相互交はないか。なぜなら兼愛中下に頻出し、節葬下、天志別稿の結論と、「交相利」なる概念とは矛盾する のですなわち墨家が商業の概念を欠如させていた、という

哭而疾而從事。人爲其所能、以交相利也、此聖王之通泉、壟若參耕之畝則止。死者以葬矣。生者必無久衣衾三領、足以覆惡。以及其葬也、下毋及泉、上毋

れば、われわれがさきに墨家の分業論を分析して得らとある部分から、そうした示唆を強く受ける。だとす法也

て、手工業の農業からの分離独立、さらに両者を媒介るのは、性的差違に基づく男女間の分業 の み で あっ

とあるところからも明らかなように、墨家が問題とす

する機能を果たす商業の成立、といった認識はみられ

1

れた結論と「交相利」なる概念とは矛盾することに なろう。かくてわれわれは、墨家の「交相利」なる 概念を改めて分析しなければならないのである。

## 墨家の「利」――その二つの用法

利の相互移動といった問題は全く考えられないからで れる。これらの箇所では、個別的存在にとっての「利」 法である。「興天下之利、除天下之害」という口号は、 天下之利、除天下之害」とある「天下之利」という用 全体にとっての「利」である限り、そこでは二者間の さほど重要な用法ではないだろう。なぜなら、一つの 課題、すなわち「交相利」の概念の分析にとっては、 すれば、こうした用法は、今われわれが当面している えば「天下」にとっての「利」が語られている。だと が語られているのではなくして、一つの全体――たと 愛中、節葬下、明鬼下、非楽下、非命下の諸篇にみら 多少のヴァリエイションも含めれば、他に尚同中、 類のあることをまず明らかにしなければならない。 て、墨家における「利」の用法に、大別して二つの種 第一のそれは、兼愛下篇に「仁人之事者、必務求興 「交相利」の概念について考察を進めていくについ

以虧人自利也」とあるところにもみられる。 其桃李、衆聞則非之。上爲政者、得則罰之。 りではなく、非攻上篇に「今、有一人、入人園圃、 にとっての「利」として語られているのではない。 るのであって、たとえば「天下」といった一つの全体 個別の存在にとっての自己の「利」として語られてい は、「子」「弟」「臣」、或は「父」「兄」「君」といった とある「利」の用法である。すなわちここでの「利」 「利」のこうした用法は、兼愛上篇の上引の箇所ばか 愛也、不愛臣。故虧臣而自利。是何也、皆起不相愛 子而自利。兄自愛也、不愛弟。故虧弟而自利。君自 臣、此亦天下之所謂亂也。父自愛也、不愛子。故虧 兄。故虧兄而自利。臣自愛不愛君。故虧君而自利。 此所謂亂也。雖父之不慈子、兄之不慈弟、君之不慈 亂也。子自愛不愛父。故虧父而自利。弟 自 愛 不 愛 「利」のもう一つの用法は、たとえば兼愛上篇に 當察亂何自起、 起不相愛。臣子之不孝君父、所謂

必從而愛之、利人者、人必從而利之」とある箇所、 いう形で語られていたが、兼愛中篇に「夫愛人者、 以上の箇所での「利」は、自己にとっての「利」と 交 る。ここにおいて、この二種の「利」のうち、いずれ相別的存在としての他者にとっての「利」という形にお別的存在としての他者にとっての「利」という形におりの存在としての他者にとっての「利」という形におりの方では、一般的な「人」ではなく、「他人の親」という個別的存在にとっての「利」が語られている。また同じ下篇に「卽必吾先從事いても語られている。また同じ下篇に「卽必吾先從事いても語られている。また同じ下篇に「卽必吾先從事っての「利」と個別的存在にとっての「利」が語られている。さことが明らかになった。すなわち、一つの全体にとることが明らかになった。すなわち個人の親」というでは、その結果、それには大別して二つの自然の表した。

は下篇に「姑嘗本原若衆利之所自生、此胡自生。

自

が、「墨子」各篇のうち最初に成立した兼愛上篇に「父第一の点については、詳細に分析する余裕 は ないり重点的に 考察すべきは、「利」についての どちらのじる。

が原初的・基本的な用法であるのか、また派生的な用

別的存在にとっての「利」の用法であろう。別的存在にとっての「利」の用法は、当然にも個本がは、ということになろう。とすれば、われわれのが個々の存在にとっての「利」をして考えられているが個々の存在にとっての「利」の移動が問題となるのは、「利」が問題とされるならば、当然にも「利」の相互以下のように考えられよう。 一つの全体にとっての以下のように考えられよう。 一つの全体にとっての以下のように考えられよう。 一つの全体にとっての以下のように考えられよう。 一つの全体にとっての以下のように表えられます。とまれば、われわれの相互をあるができます。

其國、不愛其國。故攻異國、以利其國愛其家、不愛異家。故亂異家、以利其家。諸侯各愛愛其家、不愛異家。故亂異家、以利其家。諸侯各愛雖至大夫之相亂家、諸侯之相攻國者亦然。大夫各

明らかにしておきたい。兼愛上篇はさきに引用した部

なお、第二の用法の「利」に関し、一応以下の点を

を「子」「弟」「臣」、「父」「兄」「君」といった個別的侯」の「利」について言及している。この場合の「利」とし、集団を背景にした存在 とし て の「大夫」、「諸

存在にとっての「利」と全く同様のものだ、と言い切

させるべきではなく、個別的存在に準じた部分的存在なせるべきではなく、個別的存在に準じた部分的存在ないる「異国」を持つ。だとすれば、一人の「大夫」の率いる「異国」を持つ。だとすれば、一人の「大夫」の率いる「一家」、一人の諸侯の率いる「一国」を含むと体のなかでの一部分、ということになろう。かくて「大夫」、「諸侯」にとっての「利」は、「天下の利」、「大夫」、「諸侯」を含むさせるべきではなく、個別的存在に準じた部分的存在させるべきではなく、個別的存在に準じた部分的存在させるべきではなく、個別的存在に準じた部分的存在に大力である。

# 三 兼愛篇の「交相利」――「交換」との対比

において

にとっての「利」として考えるべきであろう。

れの分析は、当然兼愛上・中・下の各篇の分析が中心られる、ということも明らかになった。従ってわれわられる、ということも明らかになった。従ってわれわこうした用法が、兼愛上・中・下の各篇に主としてみかになったであろう。それと同時に「利」についてのの概念を分析するさい、重要な意味を持つことが明ら別的存在にとってのそれとする用法こそが、「交相利」別的存在にとってのそれとする用法こそが、「交相利」別的存在にとってのそれとする用法こそが、「交相利」

ことなく相利や天下の利を説いているので、ここに自

利を拒むものから相利するものへの変化がある様に見

うした見解に対し、「もっとも 兼愛篇の上では 自利を 利」が否定されたことを以て「利」が否定された、と 利」と概括するのは正確ではなく、むしろ「拒自愛拒 けではない。だとすれば、兼愛上篇の主張を「兼愛拒 けっして「利」することそれ自体が否定されていたわ 臣」「自愛不愛父兄君」、「虧子弟臣而自利」「虧父兄君 愛上篇において否定されて い た の は「自愛不愛子弟 する有力な見解もまた存在するからである。しかし兼 愛拒利」から「兼愛交利」への思想的転換をみようと ならない。なぜなら兼愛上篇と中・下篇との間に「兼 ていくべきかについて、いささか述べておかなければ となるのであるが、ここでこれら三篇を如何に取扱 排しているのに、兼愛篇の中・下では自利に言及する なりはしないか。兼愛上篇から中篇への「利」をめぐ 兼愛上篇において「愛」が否定された、ということに 考えてよいのならば、「自愛」が否定されている以上、 自利」ないし「兼愛拒自利」とすべきであ ろう。「自 而自利」、すなわち「自愛」「自利」することであり、 っての展開を「拒利」から「交利」への転換とみるこ

「交相利」と「交換」 も、また自然な展開であろう。その意味で兼愛上篇 き自利する」ことを否定し、「交相利」を主張するの 定し、「兼相愛」を主張するが、それと同様、「人を虧 る反論もなされている。たしかに兼愛上篇では、 ても実質に変化や相違があったのではなかろう」とす 過ぎない。即ち説明・表現に変化や相違があったとし であって、それが言葉や文字に表わされていないのに 然としているのである。だからこそ兼愛と言われたの 相愛を説いているのと同様に、相利又は天下の利を当 の展開のうちに「人を愛さずして自愛する」ことを否

自然

か、を明確にすることにあるからである。

墨家の「交相利」を上述の観点から分析 する に 当

とまった文献として取扱ってよいであろう。 また兼愛上・中・下の三篇を一つの連続性を持つ、ま から中・下篇への展開は自然なものであるし、従って

る。

という形式的側面に関する分析を中心に考察をすすめ する分析よりも、むしろ「交相利」がいかなる立場の る。われわれは、小稿において、いかなる「利」が相 するさいのわれわれの視点を明確にしておく必要があ いに交されたのか、すなわち「利」の具体的内容に関 人間の間に、いかなる形態をとって行なわれるのか、 具体的な考察に入る前に、墨家の「交相利」を分析

> 認識していたのか、或は認識していなかったのか、換 れであれ、社会的なそれであれ、分業の問題を如何に ていきたい。なぜならわれわれにとっての 課 言すれば、社会のシステムを如何に把握して い たの 「交相利」を分析することによって、墨家が性的なそ は

然し、上で自利を排したことは、自愛を排して

式的側面の本質がより一層明確になるはずだからであ れらとの 比較対照によって、「交相利」なる 概念の形 それら諸例は「交換」の典型的形態とも考えられ、そ 例をその形式的側面から分析していきたい。なぜなら り、考察の便宜上、「孟子」にみられる「交換」の諸

所に易えん」とする存在としてのみ規定される、すな 置する二者は、ともに「その有る所を以て、その無き と欲する二者の間で 行なわれる。「交換」の 両端に位 殊な場で、「その有る所を以て、その無き所に易えん」 について述べる。すなわち「交換」は「市」という特 われる場、及び「交換」の両端に位置する二者の立場 者、有司者治之耳」(公孫丑下)とし、「交換」の行な 「孟子」は「古之爲市也、以其所有者、 易 其 所 無

その両端に存在する二者の間に新たな継続的関係を創度係に、この規定に従ってのみ両者は関係する。その関係に、この規定に従ってのみ両者はこの規定に対等な存在なのである。換言すれば、このように規定された両者は「交換」の場においてのみ相互に関係するのであって、それ以外の場においてのみ相互に関係するのであって、それ以外の場においてのみ相互に関係とは無本づいた関係から解放される。 後言すれば、この規定に規定された両者は「交換」の場における両者は関係する。その両端に存在する二者の間に新たな継続的関係を創度係に、この規定に従って、その両端に存在する二者の間に新たな継続的関係を創度係に、この規定に従って、その両端に存在する二者の間に新たな継続的関係を創度がある。

次の箇所ではより具体的になっている。「交換」の両端に位置する二者の規定は、たとえば

造したり、旧来の関係を強固にしたりはしないのであ

よってのみ関係するのであり、それ以外の関係は取結互に「功を通じ、事を易え、不足を羨補」することにリーに基づいてなされている。換言すれば、かれら相「大工」「車輪工」「車台工」とあって、経済的カテゴ「大工」「車輪工」「車台工」とあって、経済的カテゴ「大工」「車輪工」「車台工」とあって、経済的カテゴーに基づいてなされている。換言すれば、かれら相り一に基づいてなされている。

相との有名な対話のなかでもばないのである。さらに孟子と「許行の言を道う」陳

五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 五子曰、許子必種栗而後食乎。曰、然。許子必織 本然後衣乎。曰、否、許子衣褐。許子冠乎。曰、 本然後衣乎。曰、否、許子衣褐。許子冠乎。曰、 本然後衣乎。曰、否、許子衣褐。許子冠乎。曰、 本然後衣乎。曰、否、 五子曰、然。許子必織 本然後衣乎。曰、否、 本然後衣乎。曰、然。許子必織

所以養一人也」(富国篇)として「荀子」も認識してい構成しているのである。このことはまた「百技所成、中」と問うたのに対し、陳相が「百工の事、固より耕や」と問うたのに対し、陳相が「百工の事、固より耕むように、「交換」は 錯綜した 網状のネットワークをなように、「交換」は 錯綜した 網状のネットワークをなように、「交換」は 錯綜した 網状のネットワークをも注意されるのは、孟子が「みなこれをその宮中よりも注意されるのである。このことはまた「百技所成、 なように、「交換」は 錯綜した 網状のネットワークをも注意されるのは、孟子が「みなこれをその宮中よりも注意されるのである。このことはまた「百技所成、「百技所成、「一方」を認識している。 「交相利」 「交換」 とを、対等な存在として把握することは、孟子にとっ 換」の両端に位置する二者、すなわち農民と手工業者 相手に対し果たす 機能という 観点からみるとき、「交 り下されたことを意味するからである。だとすれば、 において農民及び手工業者と同一の平面にまで引きず

うことは、一面では王権がその果たす機能という側面 らない。なぜなら王権を機能の論理で正当化するとい 合理化に結びつけられていることに注意しなければな わち王権の正当性をその果たす機能という観点からの (滕文公上)として支配―被支配関係の正当性、 於人。治於人者食人、治人者食於人。天下之通義也」 る。さらに上引の議論が結局「勞心者治人、勞力者治

て当然の前提であったであろう。

ればならない。かれら二者が「交換」の両端に位置 両端に位置する存在の匿名性ということを指摘しなけ 以上のようにみてきたとき、われわれは「交換」の

上

る所を以て、その無き所に易えん」とするからであっ って有益な存在であるならば、相手は誰でもよい。 て、それ以上の意味は持たない。その目的の実現にと 相互に関係し合うのは、かれらが互いに「その有

陳相と孟子との対話で、許行が「冠を織る人」と交易 り」というところに求めるとき、この交易が「冠を織 し、「陶冶」と交易する理由を「耕に害あればなり」、 自己のために行なわれることを示唆する。さきにみた 「百工の事、もとより耕しかつ為すべから ざれ ばな

ある。そのことは、「交換」が相手のためでなくして、

果が「冠を織る人」や「陶冶」、すなわち他者を「虧」 いてはいない)。さらにまた になされたことは明らかであろう(もっとも、その結 て、耕す立場、許行自らの立場にとっての利益のため る人や「陶冶」の利益のためになされたのではなくし 相千萬。子比而同之、是亂天下也。巨屨小屨同買、 人豈爲之哉。從許子之道、相率而爲僞者也(滕文公 夫物之不齊、物之情也。或相倍蓰、或相什百、或

が相手の「利」を考慮せずして、自らの「利」をのみ まかすようになる」とあるところからすれば、「交換」 従うと、天下の人々がこぞって悪い物ばかり造ってご ば、屨職人は、上等な屨などつくるまい。許子の道に すなわち「粗末な屨と上等な屨とを同じ価 格 に す れ

ぜならその相手とはその限りでしか関係しないからで

考える行為であることは明らかであろう。

されていたかを分析してきたが、ここで兼愛各篇に資 家の「交相利」の形式的側面を考察していきたい。 料を求めながら、これまでの分析を参考にしつつ、墨 ぐって、とくに「交換」にかかわる諸存在がどう規定 以上、「孟子」における「交換」の 形式的 側面をめ

愛上篇を資料としつつ、「交相利」の 両端に 位置する

まづ「利」をめぐる墨家の見解の出発的となった兼

二者が如何に規定されているかをみてみよう。 臣、此亦天下之所謂亂也。父自愛也不愛子。故虧子 兄。故虧兄而自利。臣自愛不愛君。故虧君而自利。 亂也。子自愛不愛父。故虧父而自利。弟 自 愛 不 愛 其國。天下之亂物具此而已矣。察此何自起、皆起不 身。此何也。皆起不相愛。雖至大夫之相亂家、諸侯 室以利其室。賊愛其身不愛人身。故賊人 身 以 利 其 天下之爲盜賊者、亦然。盜愛其室不愛異室。故竊異 不愛臣。故虧臣而自利。是何也。皆起不相愛。雖至 此所謂亂也。雖父之不慈子、兄之不慈弟、君之不慈 家以利其家。諸侯各愛其國不愛異國。故攻異國以利 之相攻國者、 而自利。兄自愛也不愛弟。故虧弟而自利。君自愛也 當察亂何自起、起不相愛。臣子之不孝君父、所謂 亦然。大夫各愛其家不愛異家。故國異

ここでは「交相利」は問題とされず、もっぱら「他の

故に臣を虧きて自利す」とまづあり、次に「盗その室 子を虧きて自利す」、「兄自愛するや、弟を愛さず。故 兄を虧きて自利す」、「臣自愛して君を愛さず。故に君 らこの部分をみていくと「子自愛して父を愛さず。故 自利する」のか、という問題である。そうした観点か 換言すれば、如何なる存在が如何なる存在を「虧きて 行為の両端の存在がどのように規定されているのか、 が、しかし注意すべきことは、「他を虧きて自利する」 虧きて自利する」ことが問題とされている の で ある 国を攻め以てその国を利す」とあることが 注 意 され を利す。諸侯各々その国を愛し異国を愛さず。故に異 の家を愛し異家を愛さず。故に異家を乱し以てその家 賊し以てその身を利す」と述べ、さらに「大夫各々そ す」、「賊その身を愛し人の身を愛さず。故に人の身を を愛し異室を愛さず。故に異室を竊み以てその室を利 に弟を虧きて自利す」、「君自愛するや、臣を愛さず。 を虧きて自利す」、「父自愛するや、子を愛さず。故に に父を虧きて自利す」、「弟自愛して兄を愛さず。故に

すなわちこの部分で「虧きて自利する」行為の両

「交換」 「交相利」 ح は「臣」を「虧く」のであって、「父」を「虧く」の く」のであって、「兄」を「虧く」のではない。「君」 る。 くものではなく、身分的カテゴリーに基づくものであ ではない。「大夫」は「大夫」を「乱す」のであって、 れていたことである。たとえば「子」は「父」を「虧 対象が、自利する側の立場によってあらかじめ決定さ は、「孟子」のそれのような 経済的カテゴリーに 基づ ―「諸侯」と 規定されていることがわかる。 「盗」―「盗」、「賊」―「賊」、「大夫」―「大夫」、「諸侯」 しかも注意すべきことは「自利するさいに虧く」 この規定

て被行為者の身分があらかじめ決定されている、と言 を「攻める」のであって、「大夫」を攻めるので は な えるのではなかろうか。 を虧きて自利する」行為は、行為者の身分規定に応じ い。こうした点に注意すると、兼愛上篇において「他 諸侯」を「乱す」ので はない。「諸侯」は「諸侯」

に関連して虧かれる 存在の身分が、「虧く」行為者の 分的カテゴリーに基づいて規定されていること、それ て自利する」行為をめぐって両端に位置する存在が身

さて、以下においてこうした二点、すなわち「虧き

に注意しながら以下の考察を進めていきたい。 いことの二点が兼愛上篇の分析によって得られたこと かれる対象は、不特定な一般的存在であってはならな 身分規定に応じて規定されていること、つまり「虧」 「交相利」なる語は、兼愛上篇には見えず、中・下

端の存在は、「子」―「父」、「弟」―「兄」、「臣」―「君」、

べた部分に 将奈何哉」として「兼相愛交相利之法」を具体的に述 るのだろうか。兼愛中篇の「然則兼相愛交相利之法、 利」の両端に位置する存在はどのように規定されてい 篇においてのみあら われる が、そこにおいて「交相

則惠忠。父子利愛、則慈孝。兄弟相愛、 愛、則不相篡。人與人相愛、則不相賊。君臣相愛、 之身、若視其身。是故諸侯相愛、則不野戰。家主相 **視人之國、若視其國、視人之家、若視其家、** 則和調

子」相互、「兄弟」相互の間でなされる。 換言すれば 利」は「諸侯」相互、「家主」相互、「君臣」相互、「父 カテゴリーに基づき把握されて いる。しかも「交相 まれ、その行為以後もまた組み込まれるはずの身分的 を持たず、その行為以前に人々がすでにそこに組み込 は、兼愛上篇と同様「交相利」それ自体とは直接関連 とある。すなわち「交相利」の両端に位置する 両者

「交相利」の対象は相互に規定されているのである。

ば、彼が私を「利」するのは、私が彼を「利」したか 必吾先從事乎愛利人之親、然後人報我以愛利吾親也」 して「交換」の場合とは異なり、「交相利「の場合「卽 し、必ず「利」を与え返さねばならない、という相互 らであり、私が彼に「利」を与 える の は、彼が私に ことに注意しなければならない。上引の記 述に よれ も「交相利」の両端の二者が、相補的な関 係 に ある 日、從愛人利人生」(兼愛下)とあって、一般的な 此胡自生。此自惡人賊人生與。卽必曰、 利之」(兼愛中)、或いは「姑嘗本原若衆利之所自生、 両者を「夫愛人者、人亦從而愛之。利人者、人亦從而 られない、と結論づけられるが、ただ中篇・下篇にお 存在を経済的カテゴリーに基づいて規定する発想はみ 互に相手を特定し、応酬し合うということになる。 応酬の関係がみられる。「交相利」し合う両 者 は、 いては、上篇とは異なり「交相利」の両端に位置する 「利」を与えられた存在は、「利」を与えた存在に 対 「人」として規定している場合もある。しかしここで 利」を与えたからである。すなわちここにおいて、 兼愛各篇を通じて「交相利」の両端に位置する 非然也。

に相手を束縛し合う関係といえよう。関係は、ただ一回的なそれではなく、継続的な、相互に与え、応酬は「然後」に時間的ずれをもって実現されるのである。だとすれば「交相利」の両端の二者のに与え、応酬は「然後」に時間的ずれをもって実現される必要はない。むしろ「先」(兼愛下)とあって、「利」を与えることと与え返され

相手が此方のために何事かをなすと期待する、という相手が此方のために何事かをなすと期待する、というの「利」な窮極的な目的としていながら、しかし「交の「利」な窮極的な目的としていながら、しかし「交の「利」な窮極的な目的としていながら、しかし「交の「利」な窮極的な目的としていながら、しかし「交の「利」な窮極的な目的としていながら、しかし「交の「利」な窮極的な目的としていながら、しかし「交の「利」を窮極的な目的としていながら、しかし「交のではない。そうした「自利」をはかる行為は必然うのではない。そうした「自利」をはかる行為は必然うのではない。そうした「自利」をはかる行為を直接的に行う、というではない。そうした「自利」をはかる行為を直接的に他を「虧」をはかる行為を直接的に行う、というのではない。そうした「真利」をはかる行為をはいる。しかるでは、というのではない。そうした「真利」をはかる行為をないたが、自己によって、方が、というのではない。そうした「自利」をはかる行為をはいるである。自己によって、方が、自己に対して、というのではない。

構造を持つ。だ と す れ ば「交相利」の両端の二者は

「交相利」は相互応酬だ、ということになろう。

実現の過程でそれをより強固にしていく、ということすでに存在したそうした関係を前提として実現され、あったということになろう。「交相利」の相互応酬は、「交相利」する以前から、すでに或る種の信頼関係に

#### 四おわりに

ができよう。

に知り、特定し合うのであった。換言すれば墨家のに知り、特定し合うのであった。換言すれば墨家のである。さらに「交相利」する以前に或る関係を持っており、その関係を持っていたが故に相互応酬的に「交相利」する二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」することによって、二者のである。さらに「交相利」のそれと全く異質なものであるが「金利利」のそれは互いに相手を明確あるとすれば、「交相利」のそれと全く異質なものであるが「金利利」の形式的側面以上の考察を通じて墨家の「交相利」の形式的側面以上の考察を通じて墨家の「交相利」の形式的側面以上の考察を通じて墨家の「交相利」の形式的側面

う。<br />
しかし、<br />
こうした<br />
諸問題を<br />
この場で<br />
考察する<br />
余裕 そしてまた、自らの「利」を窮極的な目的としなが えば「爵」を媒介にした「財」の移動――と如何にか(5) 利」にかかわる両者とは次元を異にした強制力が想定 ら、「交相利」の構造全体が他者への「信頼」、他者と されるのではないか、といった問題も生ま れ て こ よ 意すれば、その「信頼」それ自体が崩壊 した とき、 自己との関係への「信頼」を前提としていることに注 かわっているのか、という問題が生ずることになる。 移動の形式は、他の形式による「財」の移動――たと いて、「交相利」というかたちでの「財」・「行為」の れば、男女間の性的分業しか認識していない墨家にお 「財」、或は「行為」の移動を本質としている。だとす なる行為は「交換」と同じく「利」を担う 何 ら か の 「交相利」は何を 根據として 実現されるのか、「交利 こうした重大な 相違があるにも 拘らず、「交相利」

洼

はもはやない。後日の考察を俟ちたい。

(1)「墨家の分業論――「商」の観念の欠如に関連して

「古代中国思想の研究」所収、一九七三年(創文社)。(2) 渡辺卓氏「『墨子』諸篇の著作年代」参照(同 氏 著

氏前掲書所収)。同氏「墨子」上(全釈漢文大系十八、渡辺氏前掲論文及び「墨家の 集団とその 思想」(同

3

頁~六二頁(一九七二年 岩波書店)。(4) 板野長八氏「中国古代における人間観の展開」六一一九七四年 集英社)。

(5) この問題は、すなわち尚賢下篇に「爲賢 之 道 將 奈 (5) この問題は、すなわち尚賢上・中篇にみられる「賢」とのかかわりを尚賢上・中篇にみられる「賢」か、ということである。この点に関し前掲拙稿で少しか、ということである。この点に関し前掲拙稿で少しか、ということである。この点に関し前掲拙稿で少しか、ということである。この点に関し前掲拙稿で少しか、ということである。この点に関し前掲拙稿で少し触れておいた。